

# 環境技研通信



株式会社 環境技研 〒370-3511 群馬県高崎市金古町 1709-1 TEL 027-372-5111 営業部発行

第 25 巻第 1 号(通巻 121 号)

1 月号 2023 年 1 月 1 日

## 謹賀新年

あけましておめでとうございます  
旧年中は格別のご厚情を賜り  
誠にありがとうございました  
心より御礼申し上げます



昨年は、過去 30 年にわたったデフレ傾向が終わり、物価上昇が続きました。食料品、日用品、電気、ガス等々と生活に必要なものが軒並み値上がりしました。特に、昨年 2 月に始まったロシアによるウクライナ侵攻や円安の影響も重なって、原材料価格、燃料コストの高騰に歯止めがかからない状況のまま新年を迎えることとなりました。

一方、今年の干支は『卯』。“うさぎ”は飛び跳ねる動物であることから卯年は飛躍の年といわれ、景気が上向きになるのだとか。なるべく早い時期に新型コロナウイルス感染とウクライナ侵攻が終息し、経済環境が安定して明るい兆しが見え始めることを願うのみです。

このような厳しい状況下での 2023 年ではございますが、弊社のトピックスといたしましては、新年早々から新しい分析棟(4 号棟)の建設着工となります。この新建屋では主に医薬品等製品の品質管理に係る分析領域を広げるための施設の増設や既存分析機器の集約化を図ることを計画しており、秋までには完成する予定です。

また、社員一人ひとりが大きな耳のうさぎにあやかっ、できるだけ多くのお客様からのお声を集め、より一層ご期待、ご要望に応えられる会社となるよう、精進してまいります。

皆様にとってピョンピョン拍子に何事も上向きに進む、「ブラボー」な年になりますことをお祈り申し上げますとともに、本年も変わらぬお引き立ての程、よろしく願い申し上げます。

2023 年元旦 株式会社環境技研  
代表取締役 小林 聖



## 水質汚濁防止法施行令の一部改正について

中央環境審議会水環境・土壌農薬部会の審議の結果、新たに指定物質に項目追加することが適当とされたことから、令和 4 年 12 月 20 日に閣議決定されました。令和 5 年 2 月 1 日に施行される予定です。改正内容については以下の通りとなります。

### 1. 【指定物質とは】

水質汚濁防止法(以下、水濁法)第 2 条第 4 項において「公共用水域に多量に排出されることにより人の健康被害若しくは生活環境に係る被害を生ずるおそれがある物質として政令で定めるもの」で、当該物質として現在で 56 物質が定められています。

なお、指定物質を製造等する施設を設置する工場等の設置者には、事故により指定物質を含む水が排出された場合等の応急の措置及び都道府県への届出が義務付けられています。

### 2. 【事故時の措置件数】

水質汚濁防止法施行状況調査によると、直近 3 年の届出数は、年間約 30 件(平成 30 年度:38 件、令和元年度:32 件、令和 2 年度:30 件)となっています。

### 3. 【平成 23 年以降の改正状況について】

前回の指定から一定期間が経過し、平成 24 年 8 月にノニルフェノール、平成 25 年 3 月に直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩(LAS)が環境基準に追加されるとともに、平成 25 年 3 月にはアニリン、4-*t*-オクチルフェノール及び 2, 4-ジクロロフェノールが要監視項目に、平成 26 年 3 月に亜硝酸態窒素が水道水質基準に追加されました。また、直近では令和 2 年 5 月に PFOS、PFOA が要監視項目に追加されています。

### 4. 【新たに追加された物質】

- 新たに下記を指定項目として追加
- ・直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩(LAS)
  - ・アニリン
  - ・PFOS 及びその塩
  - ・PFOA 及びその塩

※ノニルフェノール、4-*t*-オクチルフェノール及び 2, 4-ジクロロフェノールは、既に指定物質となっている「フェノール類及びその塩類」に含まれており、個別に追加指定はしません。

### 5. 【留意事項】

詳細は裏面に記載します。



## PFOS及びPFOAの含有廃棄物の 処理に関する技術的留意事項

2009年5月に開催された残留性有機汚染物質(Persistent Organic Pollutants)に関するストックホルム条約(以下「POPs条約」という)第4回締約国会議(COP4)において、ペルフルオロ(オクタン-1-スルホン酸)(別名PFOS、以下「PFOS」という)とその塩が、2019年4~5月に開催されたPOPs条約第9回締約国会議(COP9)において、ペルフルオロオクタン酸(別名PFOA、以下「PFOA」という)とその塩及び関連物質が、新たに条約附属書への追加が採択されました。

このようなPOPs条約の動きを受けて、国内では、2012年に「PFOSとその塩」が、2021年に「PFOAとその塩」が化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(化審法)の第一種特定化学物質に指定され、製造及び輸入、使用等が規制されています。なお、PFOA関連物質については、今後、第一種特定化学物質に指定される見込みです。

POPs条約において、当該物質を含む製品及び物品の廃棄にあたり、含有量が少ない場合を除き、POPsの特性を示さなくなるように破壊または不可逆的に変換されるような方法で処分することを規定しています。

本技術的留意事項は、PFOSとその塩及びPFOAとその塩並びにそれらを使用した製品(以下それぞれ「PFOS使用製品」、「PFOA使用製品」という)の製造、使用段階等から排出されたものが廃棄物になったもの(以下それぞれ「PFOS含有廃棄物」、「PFOA含有廃棄物」という)について、その適正な処理を確保するために必要な技術的留意事項を、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等に従い、具体的に解説することにより、PFOS含有廃棄物及びPFOA含有廃棄物の適正な処理を確保し、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的としています。

また、技術的留意事項では、対象となるPFOS・PFOA使用製品もしくはPFOS・PFOAの原体が廃棄物になったもの、それらの製造、使用、廃棄等の段階から排出されるPFOS・PFOA等を含む固形状または液状の廃棄物の保管、処理委託、収集運搬、分解処理方法を解説しています。



弊社においてもPFOS・PFOAの分析に対応しておりますので、お気軽にお問い合わせください。

## におい嗅ぎ分析 (におい嗅ぎ GC/O)を導入しました

我々の身の回りには多くのにおいが存在しています。においを持つ化学種は20~40万種程度と言われており、それぞれが特異的なにおいを有しています。

自然界において、におい成分は単独には存在せず、常に混合物の複合臭として構成されていることから、それらのおいの質は非常に多様性に富んでいます。

この「におい」を複合臭として感覚的にとらえるだけでなく、個々の成分が有するにおいの質及びにおいの強度も加味して科学的、かつ総合的に評価することが重要となります。

GC/O(Gas Chromatography / Olfactometry)とは、GCカラムの出口を分岐し、一方をFIDやMSなどの検出器に接続して成分分析を行い、同時にもう一方をオペレーターが鼻でにおいを嗅ぐ、機器分析と人の鼻による官能評価を組み合わせた分析手法です。

においには、閾値が低い成分が多く存在し、GCでは検出できないような低濃度でも、ヒトの鼻では感じるすることができます。したがって、香料をはじめ、食品・飲料のにおい分析においても、GC(機器分析)と鼻(官能評価)の情報を組み合わせた評価が重要となります。

12月に導入した、におい嗅ぎGC/OはGC/MS装置とにおい嗅ぎ装置を組み合わせることで、様々な試料からのにおい・かおり成分を高感度、かつ多角的に捉えることが可能となり香料、食品、製菓、包装材、化学工業など、その応用範囲は多岐にわたります。

におい嗅ぎ分析をお考えの際は是非お気軽にご相談ください。



本 社 〒370-3511 群馬県高崎市金古町 1709-1

TEL 027-372-5111 FAX 027-372-5001

URL <https://www.get-c.co.jp> E-mail 本社 [info@get-c.co.jp](mailto:info@get-c.co.jp)